

わが国のスクールソーシャルワーカーの養成教育のあり方における考察 —SSW養成校へのアンケート調査から—

Consideration about the way of the school social worker training education of Japan
: From the questionnaire survey to a school social worker training school

寺田 千栄子

Chieko TERADA

要 旨

本研究は既存のSSW養成校のアンケート調査を通して、わが国におけるSSW養成の現状と課題を明らかにすることを目的とした。調査では、わが国のSSW養成教育においては、SSW職に就く者を輩出している養成校は少なく、授業体制、実習時間、実習指導ができる指導者の確保、実習内容、実習先との連携などがその要因と考えられた。また、現在の養成教育においては、教育課程を修了しSSW職に就く者への支援や卒後教育が十分でないことも指摘した。本学でのSSW養成においては、わが国における養成教育の先行的なモデルになるよう、これらの課題の克服を目指した養成教育を展開していきたいと考える。

<キーワード>: 学校ソーシャルワーク、SSW、養成教育、実習

1. はじめに

今日、わが国の学校教育現場では、児童虐待や貧困、不登校、いじめなど、子ども達を取り巻く環境が複雑多様化している。学校教育現場では直面する課題に適切に対応し、学校生活を安心して送るための取り組みが求められる。この対応においては、学校のみならず家庭や地域と協働し取り組んで行くことが望ましいとされ、その担い手としてスクールソーシャルワーカー（以下、SSWと記す）への期待が高まっている。

わが国におけるSSWの活用は、2008（平成20）年文部科学省による「スクールソーシャルワーカー活用事業」により開始され全国的な配置が進んだ。事業開始の背景として、児童生徒が置かれた環境の問題が複雑に絡み合っていることが挙げられ、SSWに①関係機関等との連携・調整に関するコーディネート、②児童生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）に働きかけることを期待されている。また、2014（平成）年に内閣府は「子どもの貧困対策に関する大綱」において総合的な子どもの貧困対策の推進を打ち出した。これは、

すべての子どもが集う場である学校を、子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、貧困の連鎖的様態を断ち切ることを目的としている。そのために、きめ細やかな授業の推進を基本とした学校教育における学力の保証、地域における学習支援を中心とした学習支援の充実、教育相談の充実を掲げ、そのつなぎ役としてもSSWを位置付けている。このように、SSWに対するわが国の社会的期待は高まっている。ここで学校ソーシャルワーク実践の目的において門田(2010:129)は、「人権と社会正義を専門職の価値基盤とし、種々の要因によって、子どもたちが等しく教育を受ける機会や権利が侵害された状況にある場合、速やかにその状況を改善し、教育を保証していくことにある」としている。

SSWへの社会的期待が高まる一方で、その人材育成についてはいくつかの課題が指摘される。まずSSWの専門性に関する課題である。SSWの任用資格について文部科学省(2009)は、「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいが、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者」としている。土井(2016)の調査によると、SSWが所有している資格において社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を取得しているものは約7割に留まっており、残りは教員免許取得者などが実務を行なっている。また、無資格者が実務を行う地域も一定数存在することが明らかとされた。このことは人権や社会正義を価値基盤とし、学校ソーシャルワーク実践が行われていない可能性を示唆する。そのため、専門職の価値基盤を持ち合わせたSSWの輩出が重要であり、養成教育にかかる期待は大きい。わが国では、これまで学校ソーシャルワークの実践研究やSSWの人材育成に向けた取り組みはほとんど行われてこなかった。現在のところ、SSWの養成は福祉系の大学等での社会福祉士および精神保健福祉士のソーシャルワークに関する国家資格取得に向けた養成に加え、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟(以下、ソ協連と記す)が主催する「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程(以下、教育課程と記す)認定事業」での認定校による教育が中心となり展開されている。本学においても、この教育課程事業を活用し、SSWの養成を行っていくことを目標としている。しかしながら、既存の教育課程認定校(以下、養成校と記す)のなかには、学校ソーシャルワークの分野における教員の専門性の不足や、学生の実習先が確保できないなどその教育内容に苦慮している養成校も少なくないと課題が指摘されている¹⁾。そこで、教育課程におけるSSWの人材養成の課題について明らかにし、わが国におけるSSW養成教育の基盤を作っていく研究を蓄積していくことが重要である。

そのために、本研究は既存の養成校のアンケート調査を通して、わが国における教育課程でのSSW養成の現状と課題を明らかにすることを目的とする。なお、本研究は北九州市立大学地域創生学群においてスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程を設置するにあたり、その教育を有効に展開していくための基礎研究と位置づけ実施するものとする。

2. 研究方法

2.1 調査方法

調査は、ソ協連による「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」を認定されている41の養成校（39大学、2養成施設）を対象に、郵送法による質問紙調査により実施した。調査期間は、平成28年8月から平成28年9月までの期間である。主な調査項目は、①教育課程の基礎情報、②スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目の実施予定、③教育課程修了者の進路、④卒後の養成校の関与状況などである。

2.2 倫理的配慮

本調査の回答は任意とし、回答の返送を持って同意を得たこととした。また、情報については個人情報の厳重な管理と適切な処理を行い研究以外の目的では使用しないこと、日本社会福祉学会の研究倫理指針に則り実施することを調査紙に明記した。回収した情報については、養成校の特定できないよう配慮を行った。

3. 調査結果

3.1 教育課程の基礎情報

調査紙の返送があったのは25校（60.9%）であった。回答者の学校形態については、24校（96.0%）が大学、1校（4.0%）が養成機関であった。図1は教育課程の設置認可年度を示したものである。最も多かったのが2009年度の6校（24.0%）であり、次いで2016年度の5校（20.0%）であった。

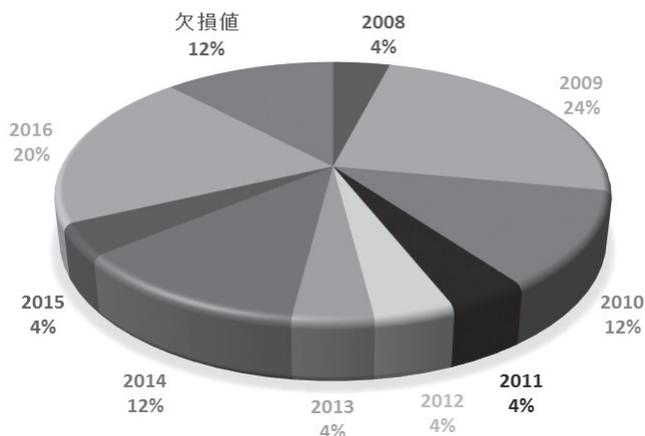


図1 教育課程設置認可年度

教育課程履修の際に、履修人数の制限を設定しているかを調査したところ、人数制限を設けているのは13校（52.0%）、設けていないのが12校（48.0%）であった。表1は履修人数の内訳を示したものである。

表1 教育課程の履修人数制限

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
制限なし	12	48.0	48.0	48.0
10人	4	16.0	16.0	64.0
20人	3	12.0	12.0	76.0
30人	3	12.0	12.0	88.0
5人	2	8.0	8.0	96.0
6人	1	4.0	4.0	100.0
合計	25	100.0	100.0	

すでに卒業した学生が教育課程の履修を希望した場合の対応を調査したところ、5校（20.0%）の養成校において既卒生の履修が可能であり、2校（8.0%）の養成校が現在は履修することが出来ないが今後履修可能とできるよう検討している状況であった。

3.2 スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目の実施状況

社養協により規定されているスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群（スクール（学校）ソーシャルワーク論、スクール（学校）ソーシャルワーク演習、スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導、スクール（学校）ソーシャルワーク実習）の開講時期、授業時間など

の実施状況について調査した。図2はスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目の開講年次を示したものである。

スクール（学校）ソーシャルワーク論が最も多く開講されていたのは、3年次で11校（44.0%）であった。なお、1年次を開講年次に指定しているのは大学に比べ養成期間の短い養成施設であった。養成施設を除いた開講年次の平均値は2.85年次であった。社養協では、当該科目の規定時間を30時間としている。これについて、授業時間数を1コマあたり90分で換算したところ、15コマの実施が20校（80.0%）、30コマの実施が1校（4%）であった。また、当該科目においては専任教員が授業を実施していたのが14校（56.0%）、非常勤教員が11校（44.0%）であった。

スクール（学校）ソーシャルワーク演習が最も多く開講されているのは、4年次で11校（44.0%）であった。なお、1年次を開講年次に指定しているのは大学に比べ養成期間の短い養成施設である。履修年次の平均値は3.55年次であった。社養協では、当該科目の規定時間を15時間としている。これについて、本調査では授業の時間数を1コマあたり90分で換算したところ、15コマの実施が14校（56.0%）、7.5コマの実施が6校（24.0%）、30コマの実施が1校（4.0%）であった。なお、7.5コマ実施している学校は、スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導と合わせて15コマの授業を実施していた。また、当該科目においては専任教員が授業を実施していたのが15校（60.0%）、非常勤教員が7校（28.0%）であった。

スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導が最も多く開講されているのは、4年次で19校（76.0%）であった。なお、2年次の開講しているものについては大学に比べ養成期間が短い養成施設である。その他については、3年次と4年次をまたにかけて開講している状況にあった。履修年次の平均値は4.00年次であった。社養協では、当該科目の規定時間を15時間としている。授業の時間数を1コマあたり90分で換算したところ、15コマの実施が17校（68.0%）、7.5コマの実施が6校（24.0%）であった。なお、7.5コマ実施している学校は、スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導と合わせて15コマの授業を実施していた。また、当該科目においては専任教員が授業を実施していたのが15校（60.0%）、非常勤教員が授業を実施していたのが6校（24.0%）であった。

スクール（学校）ソーシャルワーク実習が最も多く開講されていたのは、4年次で20校（80.0%）であった。その他については、3年次と4年次をまたにかけて開講している状況にあった。なお、2年次の開講については大学より養成機関の短い養成施設である。履修年次の平均値は4.00年次であった。

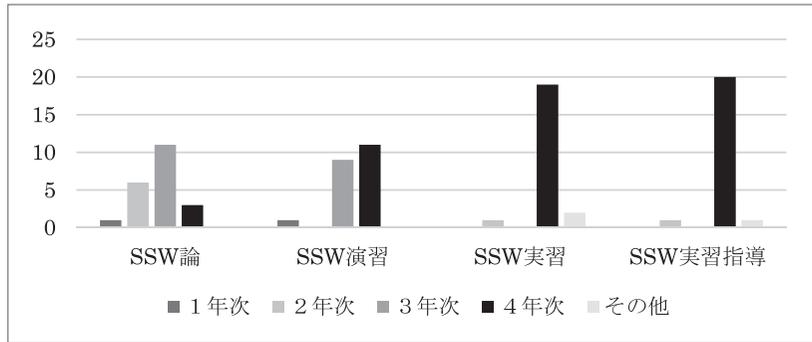


図2 スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目 開講年次

3.3 スクール（学校）ソーシャルワーク実習に関する状況

図3は実習（予定）先施設の種別を示したものである。調査時において、これまでにすでに実習を実施したのが15校（60.0%）、これから実習を実施するのが9校（36.0%）であった。最も多い実習（予定）先は、市町村教育委員会であった。次いで小学校、中学校が実習先として選ばれていた。その他については、SSWが配属されている青少年センターや放課後児童デイサービスや児童養護施設など、児童に関する福祉施設の回答が確認された。これらの実習先で実習を開始するにあたり、実習開始前にボランティア活動等で実習先の活動に参加する機会を設けていたのは20校（80.0%）であった。また、同様の機会の検討をしているのが4校（16.0%）あり、学生の希望に応じて実施すると回答していた。

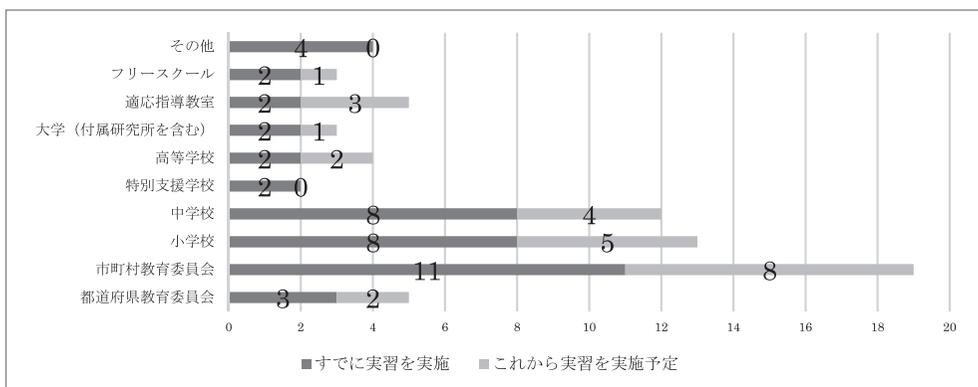


図3 実習（予定）先施設の種別

実習（予定）時間の内訳を示したのが、図4である。社養協では80時間の実習時間が規定されており、規定時間通り実施していたのが、すでに実習を実施している学校において

は11校（73.0%）、これから実習を行う学校においては5校（56.0%）であった。なお、すでに実習を実施している養成校の実習時間の最大値は200時間、これから実習を行う予定である養成校の最大値は120時間であった。また、実習に際して「実習の手引き」やそれに準ずるものを作成していたのは13校（52.0%）、まだ作成していないものこれから作成していく予定があるのは5校（20.0%）であった。

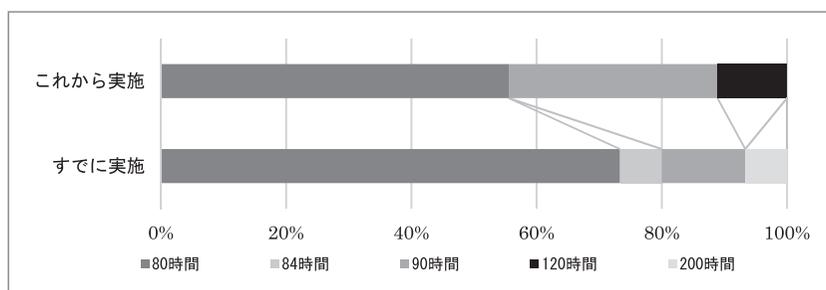


図4 実習（予定）時間

次に、実習指導者の要件について調査した。社養協は実習指導者の要件について、「イ」学校において現にスクール（学校）ソーシャルワーカーとして規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者 ロ) その他施設・機関等において規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者」と規定している。本調査ではこの規定に加え養成校独自の基準を定めているかを調査したところ、独自の基準を定めていたのは4校（16.0%）であった。独自の規定について自由回答を求めたところ3校（12.0%）からの回答が認められ、その結果を表2に示した。主には、「社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有しているもの」、「SSWとしての実務経験が一定の年限に達しているもの」など指導者の専門性に関する内容と、「実習の内容等教員とのコミュニケーションを取り検討できるもの」、「実習報告会へ参加できるもの」など養成校と指導者の関係性に関するものが確認された。なお、実習指導者と（養成校）担当教員間で事前の打ち合わせを行っているのが20校（80.0%）であり、同様の検討をしているのは3校（12.0%）であった。なお、調査時に実習をすでに実施していた15校については、すべての養成校が実習期間に教員による巡回指導を実施していた。巡回の回数の最小値は1回、最大値は3回、中央値は2.0回であった。

表2 実習指導者の独自要件

サンプル番号	独自の要件
1	①社会福祉士もしくは精神保健福祉士を有するもの ②SSWとしての実務経験3年以上のもの ③社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格取得後、相談援助業務に5年以上従事した経験があるもののうち、SSWとしての実務経験を2年以上有するもの ④社会福祉学に関連する大学院修士課程以上の学位を有する者のうち、SSWとしての実務経験を2年以上有するもの これらの要件のうち①+②、①+③、①+④のいずれかの要件を満たす者を実習指導者とする
2	<ul style="list-style-type: none"> ・SSWの経歴が3年以上のもの ・(養成校の指定する)教育課程の実習報告会などに参加できるもの
3	<ul style="list-style-type: none"> ・(養成校の)担当教員と十分なコミュニケーションが取れる可能性のあるもの ・実習計画や振り返り、報告会まで一貫して関わってくれるもの

実習報告会について、実習をすでに実施している15校のうち実習終了後に実習報告会を行っていたのは11校（73.0%）であり、実施予定であったのは2校（13.0%）であった。そのうち1校（6.0%）は、実習中に中間報告として報告会を実施していた。これから実習を実施する予定である10校のうち、実習報告会を開催予定であるのは4校（40.0%）であった。また、実習報告会以外で実習の学びを実習指導者と共有する機会として、「実習指導者に授業に参加してもらい・授業を担当してもらい」、「実習指導者も含めた勉強会を実施」などの回答が認められた。

3.4 各養成校の独自科目

社養協により定められている教育科目群及び追加科目群以外に教育課程のカリキュラムに養成校独自の科目を設定しているかを尋ねたところ、独自科目を設定していたのは3校（12%）であった。独自科目の内容をまとめたものを表3に示す。教育課程開始以前の教育内容に教育課程の導入的な位置づけの科目を設定しているかを尋ねたところ、独自科目を設定していたのは1校（4.0%）であった。科目内容は、2年次に設定しているサービスマーケティングであり、概要については無回答であった。

わが国のスクールソーシャルワーカーの養成教育のあり方における考察
 —SSW養成校へのアンケート調査から—

表3 独自科目に関する自由記載内容

サンプル番号	科目名	履修年次	概要
1	司法福祉論	3年次	更生保護に関する内容
2	福祉教育論	3年次	(無回答)
3	臨床福祉・心理学演習	1年次	対人援助技術、心理検査の解釈など
4	エンパワーメントアプローチ	2年次	学校コーチング
5	コミュニティソーシャルワーク論	3・4年次	コミュニティソーシャルワークの理論と方法を学び、それに基づき実践事例を検討する。

3.5 教育課程修了者の進路および卒後の関与状況

調査時において教育課程修了者があった養成校は、15校（60.0%）あった。これらの養成校において、教育課程修了者のうち実際にSSW職に従事した者の状況を表4に示す。教育課程修了者のうちSSWへの就業者が過去3年間にいないのは、8校（53.3%）であった。また、SSW職への就業率が高い養成校については、実習時間の長さ、卒後の養成校の関与（スーパービジョン等）との相関が認められた。

表4 教育課程修了者のSSW職への就業率

サンプル番号	2015年度				2014年度				2013年度			
	履修生	資格取得者	SSW実務者	実務者割合	履修生	資格取得者	SSW実務者	実務者割合	履修生	資格取得者	SSW実務者	実務者割合
1	5	2	0	0	6	2	1	16.6	3	1	0	0
2	4	1	0	0	6	1	1	16.6	3	2	1	33.3
3	11	3	0	0	14	9	0	0	8	6	0	0
4	3	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0
5	2	2	0	0	4	2	0	0	3	1	0	0
6	2	2	1	50	3	3	0	0	3	3	1	33.3
7	7	2	0	0	11	6	0	0	11	2	0	0
8	3	3	2	66.6	6	6	2	33.3	10	9	2	20
9	21	20	3	14.2	14	12	6	42.8	5	5	2	40
10	2	0	1	50	1	0	1	100	2	1	1	50
11	5	3	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0
12	1	1	0	0	3	2	0	0	3	3	0	0
13	6	4	0	0	3	2	0	0	3	2	0	0
14	6	0	3	50	8	0	3	37.5	7	0	1	14.2
15	1	0	0	0	3	1	0	0	4	3	0	0

教育課程を修了し実際にSSW職に就く実務者に対して、卒後のスーパーバイズなどへの関与の状況を示したのが図5である。実際に卒業生に対して直接スーパーバイズの形態で関与を行っていたのは、3校（20.0%）であった。その他として回答があったのは、「準備

はあるもの実際に就職したのがいない」などの内容であった。スーパーバイズ以外の取り組みとして、修了生がすでに存在する学校のうち卒業生同士の交流の機会を設けていたのは5校（33.3%）であった。また、大学院での継続した教育の機会を設けていたのは2校（13.3%）であった。

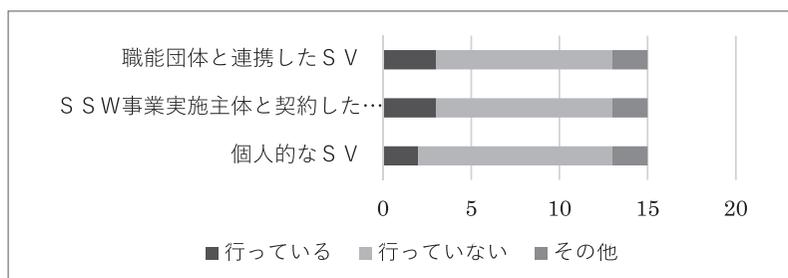


図5 スーパーバイズへの関与状況

4. 考察

本調査により、教育課程修了者のうち卒業後に実際にSSW職に就くものは少ないことが明らかとなった。また、SSW職に従事する教育課程修了者が多かった養成校は、教育内容の独自性、実習時間の長さや担当教員の卒後のスーパーバイズの関与において、以下のような点が考察される。

4.1 実践力を培う実習プログラム

SSW職に就く者を多く輩出していた養成校においては、実習内容に大きく2点の特徴が見られた。まず、1点目は実習と演習を同じ年度に連動して行っていることにある。これは、実習指導及び実習と演習の授業の連動による相乗的な教育効果によるものと考えられる。ソ協連における「相談援助演習のための教育ガイドライン」（2015）では、相談援助演習の目的において実習指導及び実習と演習との相乗作用による教育効果を以下のように述べている。

社会福祉士養成において、実習は学生が現実に向き合い専門的な実践力を磨く場となるが、実習指導及び実習だけでは、その教育機能を十分に発揮することはできないだろう。実習前に行う演習は、学生の実習へのレディネスを高め、実習での学びの質を高めることができる。また、実習後も実習体験を演習のなかで活用することで、実習の学びをさらに深め、一般化することができる。演習も、実習前であること、あるいは実習後であるということが、取り上げる内容についての現実感を増し、学習意欲を高めることとなる。つまり、

実習と演習は双方の教育効果を相乗的に高めることができる。

これは、社会福祉士の養成を前提としたSSWの養成教育においても同様のことが言えると考えられる。奥村（2013）は、「スクール（学校）ソーシャルワーク実習は、時代の要請にも対応したうえで専門性に特化したより実践的な養成教育を目指していかなければならない」とし、「SSWの実践に足を踏み入れることは、支援の対象となる児童生徒の生活や人生を左右する可能性的にもあるという自覚と責任を現実的に捉える指導を実習生に行う」ことが重要であると指摘している。教育課程においても実習及び実習指導と演習の授業を連動することで、このような指摘にも対応することができ、教育効果を相乗的に高めていくことができると考える。

2点目は、実習教育の充実である。本調査における実習時間については、ソ協連の規定時間の80時間に準ずる養成校と、規定時間より多く実習をする養成校とに二極化していた。後者においては、SSW職に就くものが多い傾向にあった。また、規定の80時間を実施する学校においても、養成校独自の科目としてサービスマニエールを位置づけ地域活動の時間を設けるなど、実践にあたる時間を重視していることが明らかとなった。

そもそも、わが国のソーシャルワーク教育における実習時間の貧困さについて指摘する先行研究²⁾は多い。特に、中村ら（2006）は、ソーシャルワーク教育における臨床実習について「実習期間の大幅な延長が必要である。当面3ヶ月とし、最終的には6ヶ月までの延長が望まれる。」としている。また、実習内容についても課題が指摘され、矢嶋（2004）は、イギリスのソーシャルワーク実習の内容については、正規職員が行うすべての仕事を同様に任されているとしている。教育課程におけるスクール（学校）ソーシャルワーク実習においては、実習時間も十分に確保されているとは言い難い。また、実習指導者が実習生を受け入れるにあたり、どのようなプログラムを展開していくかなどの共通した指針もなく、実習内容についても実習指導者の裁量に委ねられている状況にある。今回の調査において、いくつかの養成校は実習指導者に独自の基準を設け、実習内容の質の担保を図っていることが明らかとなった。今後は、実習指導者の基準や効果的な実習プログラムの提示などを通し、時間数のみならず質の向上を図っていくことが課題であると考えられた。

4.2 初任者のSSWへの支援体制・卒後教育

本調査により、教育課程を修了しSSW職に就いた初任者に対し、養成校による卒後のフォローアップは積極的にはなされていないことが明らかとなった。わが国における初任者の

SSWへのスーパーバイズの必要性について門田ら（2016）は以下のように述べている。

アメリカやカナダでのSSWはソーシャルワーク専門職大学院にて養成されていく。この2年間の専門的知識の学びと学校教育現場実習での専門的技術を通して、卒業後は即実践者として活動していく。しかし、わが国ではこのようなSSW人材養成プログラムが実施されていないため、初任者のSSWへのスーパービジョンにて学校教育現場でSSWとして活動していく取り組みが求められる。

つまり、わが国におけるSSW専門職養成が十分でないことを指摘した上で、教育課程を修了してSSW職に就いた後の継続した教育の必要性を述べており、これらについては養成校への期待は大きい。しかしながら、本調査にて教育課程を修了しSSW職に就く者に対して卒業後もスーパーバイズ等の形態で関与を行っている養成校は少なく、大学院の進学を含めた教育の継続を行う養成校も2校に留まっていた。卒業後のスーパーバイズの関与を可能にする要因として、(養成校の)教員の専門性、職能団体との連携などが考えられたが、こちらについてはさらなる調査が必要である。また、卒業後も関与がある養成校は、実習時から実習指導者とのコミュニケーションを重要に行っていることも考察された。

5. 終わりに

今回の調査において、わが国のSSW養成教育においては、SSW職に就く者を輩出している養成校は少ないことが明らかとなった。その要因として、授業体制・実習時間・実習指導ができる指導者の確保、実習先との連携などが考えられ、実習の質の担保が必要であることを示唆した。また、現在の養成教育においては、教育課程を修了しSSWに就く者への支援や卒業後教育が十分でないことも指摘した。しかしながら、その要因までは明らかにできておらず、今後の研究の課題である。

本学でのSSW養成においては、これらの課題の克服を目指した養成教育を展開していきたいと考える。また、わが国における養成教育の先行的なモデルになるよう、今後も研究を深めていきたいと考える。

謝辞

本調査は、平成28年度北九州市立大学基盤研究充実費の助成を得て実施し、その成果の一部を報告するものです。調査に際して多くの養成校の関係者の皆様にご協力いただきました、心より御礼申し上げます。

わが国のスクールソーシャルワーカーの養成教育のあり方における考察
—SSW養成校へのアンケート調査から—

(注)

1) 鈴木庸裕 (2008)、奥村賢一 (2013) などの先行研究が挙げられる。

2) アメリカにおける対人援助専門職と日本との比較をした宮本義信 (2004) や平山尚 (2004) などが挙げられる。

<参考文献>

土井幸治 (2016) 「全国におけるスクールソーシャルワーカー事業の実態」『学校ソーシャルワーク研究 (報告書)』。

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会演習教育委員会 (2015) 「相談援助演習のための教育ガイドライン」 (http://jaswe.jp/practicum/enshu_guideline2015.pdf)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール (学校) ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」 (http://jaswe.jp/ssw/20170401_ssw_kitei.pdf)

門田光司 (2010) 『学校ソーシャルワーク実践-国際動向とわが国での展開-』、ミネルヴァ書房。

門田光司ほか (2016) 「スクールソーシャルワーカーのスーパービジョン・プログラム」科学研究費基盤研究 (B) 研究報告書。

文部科学省 (2008) 『スクールソーシャルワーカー活用事業』。

文部科学省 (2009) 『スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項』。

中村敏秀・相澤哲 (2006) 「わが国におけるソーシャルワーク教育とその課題」、『長崎国際大学論叢第6巻』。

内閣府 (2014) 『子どもの貧困対策に関する大綱』。

奥村賢一 (2013) 「スクール (学校) ソーシャルワーク実習の実施状況に関する全国実態調査」『学校ソーシャルワーク研究第8号』、日本学校ソーシャルワーク学会。

鈴木庸裕 (2008) 「学校ソーシャルワークをめぐる実習カリキュラムの一考察-社会福祉と学校教育の結節点をめぐって」『学校ソーシャルワーク研究第3号』、日本学校ソーシャルワーク学会。

矢嶋真希 (2004) 「イギリスのソーシャルワーク教育について」ソーシャルワーク研究所、ソーシャルワーク研究 vol30、相川書房。